

## 平塚市情報共有システム試行要領（土木工事）取扱要領

この要領は、平塚市情報共有システム試行要領（土木工事）の施行にあたり、各条文及び字句の解釈を統一し、疑義が生じないようにするため必要な事項を定める。

### （第1条関係）

土木工事とは、「土木工事標準積算基準書（土木工事編）」、「土地改良工事積算基準（土木工事）」、「漁港漁場関係工事積算基準」及び「下水道管路管理積算資料」を適用して積算した工事のうち、神奈川県土木工事共通仕様書に基づき施工するものをいう。

### （第2条関係）

本要領における工事帳票は、対象書類を神奈川県様式に換えることができる。

### （第4条関係）

機能要件の確認は、神奈川県発注工事の実績により判断することを原則とする。神奈川県発注工事の実績は「神奈川県発注工事で実績のあるASP一覧表」により確認する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。